

令和5年1月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和5年1月27日(金)午後3時00分から午後7時15分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第 1号) 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について
(生涯学習部)

日程第 2 (議案第 2号) 相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する
条例について(生涯学習部)

日程第 3 (議案第 3号) 相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について
(生涯学習部)

日程第 4 (議案第 4号) 令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
(第12号)について(教育局)

日程第 5 (議案第 5号) 令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
(第13号)について(教育局)

日程第 6 (議案第 6号) 令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につい
て(教育局)

日程第 7 (議案第 7号) 相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について(教育
局)

日程第 8 (議案第 8号) 相模原市立学校の教職員の人事について(学校教育部)

日程第 9 (議案第 9号) 相模原市立学校の教職員の人事について(学校教育部)

4. 報告案件

日程第 10 (報告第 1号) 相模原市社会教育委員の活動状況等について(生涯学習
課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 渡 邊 志寿代

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木
 委 員 岩 田 美 香
 委 員 宇田川 久美子
 委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教 育 局 長	高 橋 良 明	学校給食・規模適正化 担 当 部 長	片 岡 聡 一
学 校 教 育 部 長	細 川 恵	生涯学習部長	増 田 美樹夫
教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的 場 秀 剛	教 育 局 参 事 兼 学 務 課 長	佐 藤 洋 一
学務課総括副主幹 (就学支援班)	川 口 博 史	教 育 局 参 事 兼 学 校 給 食 課 長	鈴 木 一 広
学 校 教 育 課 長	松 本 祥 勝	教 職 員 人 事 課 長	中 井 一 臣
教職員人事課担当課長 (人 事 班)	辻 野 宏	学 校 教 育 部 参 事 兼 教 職 員 給 与 厚 生 課 長	長 谷 川 一 男
学 校 保 健 課 長	丸小野 美 紀	学 校 教 育 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	米 山 守
教育センター所長	宮 原 幸 雄	相模川自然の村 野外体験教室所長	石 長 出
教青少年相談センター所長	加 藤 政 義	生涯学習部参事 兼 生涯学習課長	松 本 隆 人
生涯学習課総括副主幹 (計 画 推 進 班)	鈴 木 孝 司	津久井生涯学習センター所長	西 野 雄 二
文化財保護課長	武 井 弘 子	生涯学習部参事 兼 図 書 館 長	遠 藤 誠
相模大野図書館長	杉 山 吏 一	橋 本 図 書 館 長	網 本 佳 代
博 物 館 長	佐々木 春 美	博物館総括副主幹 (企 画 情 報 班)	河 本 雅 人
博物館総括副主幹 (学 芸 班)	秋 山 幸 也	星が丘公民館館長代理	高 橋 浩
事務局職員出席者			
教育総務室主任	栗 原 明 伸	教育総務室主任	阿 部 恵 理

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と岩田委員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。本日の会議の日程 1、議案第 1 号、「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について」から、日程 9、議案第 9 号、「相模原市立学校の教職員の人事について」までは、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程 1 から日程 9 については、公開しない会議といたします。なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

相模原市社会教育委員の活動状況等について

渡邊教育長 はじめに、日程 10、報告第 1 号、「相模原市社会教育委員の活動状況等について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

松本生涯学習課長 報告第 1 号、相模原市社会教育委員の活動状況等について、ご説明申し上げます。別紙をご覧くださいと存じます。

相模原市社会教育委員について、その設置目的でございますが、社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は意見を述べることでございます。

委員の数は 15 人以内、任期は 2 年で、学校教育の関係者や社会教育の関係者等、条例で定める者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。

活動内容等についてでございますが、年 4 回程度の定例会議及び協議の進捗に応じた小委員会を適宜開催し、教育委員会からの諮問に対する答申や、自主的な研究テーマについて提言や調査研究報告をまとめるものでございます。

そのほか、研究会への参加や社会教育委員の意見を市政に反映できるよう、委員を各種委員会等に派遣しております。

令和4年教育委員会1月定例会以降の開催実績といたしましては、定例会を4回開催したほか、定例会の議題の検討のため、小委員会を3回開催いたしました。現在、公民館を核とした地域づくりの新たな展開を、会次第として掲げ、令和5年12月を目標に調査研究をまとめようと協議を進めております。

また、調査研究の一環として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施いたしました。

最終ページの委員名簿をご覧いただきたいと存じます。令和5年1月11日現在、学校教育の関係者1名、社会教育の関係者4名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験者4名、市の住民2名、教育委員会が特に必要と認める者1名、計14名の方に委員をお願いしております。

以上で、報告第1号、相模原市社会教育委員の活動状況等についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 委員の中で、教育委員会が特に必要と認める者というのは、どのような方でしょうか。

鈴木生涯学習課総括副主幹 特に必要と認める者ということで、NPO法人の文化学習協同ネットワーク相模原市こども・若者自立サポート総括ということで書いてございますが、主にひきこもりの方とか、不登校の方とかの対応をされている団体の代表として出ていると聞いております。

渡邊教育長 そういうひきこもり、不登校に関して、専門的に携わっていらっしゃる方を社会教育委員として、参加が必要だということをお願いしているということですね。

岩田委員 任期が2年ということで、表を見ると2期目、3期目ということで再任を妨げないということだと思っておりますが、何期までとかきまりはあるのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括副主幹 5期10年が基本原則となっております。今回、学識経験者の古矢鉄矢さんが、6期目となっておりますが、こちらは、今年も調査研究を行っていく中で、コロナの影響などもあり、なかなか議論が進まないことから、例外的に必要な方ということで再任していただいております。「相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本方針」の中で、特別な事情があって、専門的知識経験を有している場合につい

ては、5期を超えることが認められておりますので、今回はその状況を鑑みて1期延長したということです。そのため、基本は5期10年ということになります。

渡邊教育長 説明がございましたが、特別に認められる場合の中で、この6期目の古矢委員については、特別というところが、コロナ禍においてということでの専門性ということですか。

鈴木生涯学習課総括副主幹 説明が不十分だったのですが、前期がコロナの影響もあり、会議が書面開催であったり、なかなか開けないときもありまして、調査研究などのまとめがとてもできないということで、期をまたぐ形となりました。古矢様については議長をずっと務めていらっしゃるというところで、引き続き議長を務めていただいております。

渡邊教育長 コロナ禍で十分な審議ができなかったということで、今回の任期については、引き続きお願いをしたということで、よろしいでしょうか。

白石委員 事務員の方で毎年調査研究のテーマを決めてやられていると思うのですが、今回の任期の研究テーマはどんなものになっているのかということと、公民館に対するWebでのアンケートをやられて、14問、質問されているということなのですが、どのような質問で、どのような回答状況だったか、教えていただければと思います。

鈴木生涯学習課総括副主幹 テーマにつきましては、平成元年12月に、社会教育が開く豊かな地域コミュニティということで、公表したものがあつたのですが、その中で、公民館の更なる充実とか、もう少し深掘りした方がいい事例も含めて、公民館を核とした地域づくりの新たな展開というところをテーマに、議論を進めております。

今後の議論の中で微調整があるかと思いますが、基本的な柱として、子ども、若者を生かす場づくりとか、多世代、多様な人たちに開かれた居場所づくり、あとは、人材を輝かせる仕組みづくりというようなところを柱にできるように進めているところでございます。

Webアンケートにつきましては、主に、高校生以上で、公民館を知らない方、利用したことのない方を対象としたアンケートを実施したのですが、基本的には、こういう催しだったら参加したいとか、時間帯とか、こういう内容だったら参加しやすいとか、そういった利用者目線でどういったニーズがあるかといった調査をWebアンケートという形で実施させていただきまして、522件の回答をいただいております。

以上です。

白石委員 それ以外にも、市政に関する世論調査で1,426名の方に調査を行っているということで、回答がまとまったら委員の皆さんにも知らせていただければと思います。

あと、もう1つ、ヒアリング調査で社会教育委員が、実際に公民館に行って、職員といろいろお話をされていると思うのですが、14名はどんな感じで行かれたのかということと、実際に職員といろんな現状や意向等の話をして、どのような印象というか感触を持たれたか、教えていただけますでしょうか。

鈴木生涯学習課総括副主幹 公民館のヒアリング調査につきましては、委員14名のうち、議長と区議長を除いた12名の方で、2名ずつペアを組んで、12月15日から1月12日にかけて、公民館へ行き、館長、館長代理、任期付短時間勤務職員からお話を伺っていただきました。これから調査票のまとめを提出していただくこととなっております。

以上です。

白石委員 分かりました。そうすると、社会教育委員の方は、自分の担当の公民館にだけ行っているということですね。

地域性とかいろいろ考慮して、この6館を選んだのだと思うのですがけれども、館によっても、いろんな違いがあるので、その辺の違いを感じるということも大切なことだと思います。

以上です。

渡邊教育長 ありがとうございました。

ほかに質問、ご意見等、ございましたらお願いいたします。

では、この件は、これでよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 それではここで、前回定例会後の私の活動状況について、ご報告をさせていただきます。

今月の5日に相模原市の賀詞交換会をはじめ、お世話になっている諸団体等の代表の皆様とお会いして、年始のご挨拶をする機会がございました。そのような中で、市の医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会の皆様と意見交換をさせていただく機会もございました。皆様には、児童生徒の健康診断や、給食のアレルギー対応、学校の薬剤管理などを担っていただいているところですが、健康診断の実施方法ですとか、環境整備のことなどを情報交換、意見交換させていただきました。

14日には、市のPTA連絡協議会の賀詞交換会がありました。開催に当たりまして、共和小の吹奏楽団が東関東大会で金賞を受賞されたとのことで、演奏をしていただきました。生き生きとした子どもたちの活動を拝見して、出席のPTAの役員の皆様と共に感動

し、この子どもたちのためにも頑張りたいという思いを強く感じました。

15日は、第81回相模原駅伝競走大会がギオンスタジアムで行われまして、中学校のチームも多数参加をしておりました。

17日は、文部科学省からICTを活用した授業の視察のために、本市の新宿小と上溝南小学校にお越しになられて、授業の中でICTがどのように使われているか、子どもたちが様々な場面でごく自然にツールとして活用しているところを確認してまいりました。

20日は、第64回神奈川県公民館大会が杜のホールで開催されました。地域の拠点としての公民館について、その役割を考えたり、事例発表を通して公民館活動の活性化について意見交換を行いました。

大沢公民館の親子全力クラブという、複数の親子が主体的に参加するような取組や、星が丘公民館のキャラクター、ほっしいを活用した事例などが紹介されました。

それから24日には、アリオ橋本で橋本小3年生による津久井在来大豆フェアを視察してまいりました。総合的な学習の時間で準備をしてきた成果の発表で、子どもたちが、みそ、豆腐、きな粉、納豆などの販売活動をしていました。地域の方やJA、アリオとの連携協力を受けて、達成感が得られる活動になっていたように思います。

25日は、第2回指定都市教育委員会協議会がオンラインで開催されまして、その中で文部科学省から、GIGAスクール構想について、それから特定分野に特異な才能がある児童生徒の支援について、また、部活動の地域移行について、の説明がありました。

その中で、特に、GIGAスクール構想について、各自治体から更新の費用などの要望はどのようにしていけばいいかと質問があったのですが、文部科学省としても特に重要な課題だと認識していると回答がありました。文部科学省も財政当局へ積極的に働きかけをしていくので、各都市においても、ICT活用の効果が分かるようなアピールをしてほしい、国への要望活動を積極的に行ってほしいという説明が何度も繰り返されておりました。

報告は、以上でございます。

それでは、ここで、次回の会議予定日を確認いたします。次回は、2月10日、金曜日、午後3時から第一特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

渡邊教育長 それでは、次回の会議は、2月10日、金曜日、午後3時から開催予定といたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議については、公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退出してください。

(休憩・ 15 : 20 ~ 15 : 24)

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について

渡邊教育長 休憩前に引き続き会議を続けます。

はじめに、日程 1、議案第 1 号、「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

増田生涯学習部長 議案第 1 号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。下段の提案理由をご覧ください。

本議案は、星が丘公民館の長寿命化改修工事による仮設の施設への移転に伴い、その位置を工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は現在の施設の所在地に変更するための規定の改正及び同公民館の施設使用料に係る規定の削除について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意したく提案するものです。

まず、第 1 条として、別表第 1 の星が丘公民館の項中、現在の同公民館の所在地である相模原市中央区星が丘 3 丁目 1 番 38 号を仮設の施設の所在地である相模原市中央区星が丘 3 丁目 1 番 6 号に改めるとともに、工事期間中は施設の利用ができないため、別表第 2、第 1 号の施設使用料に係る規定から、同公民館の部を削除するものです。

次に第 2 条として、工事終了後に別表第 1 の仮設の施設の所在地から、現在の同公民館の所在地に改めるものです。

附則ですが、この条例中、第 1 条の規定は、令和 5 年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から起算して 1 年 2 月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するものです。

次のページの関係資料 1、案内図をご覧ください。工事期間中の仮設の施設は、隣接する星が丘小学校の校舎の一部を公民館職員等の執務場所とするものです。

なお、工事期間中の公民館事業については、屋外で実施する体育事業をはじめとして、可能な範囲で実施してまいりたいと考えております。

次ページの関係資料 2、新旧対照表の説明は省略させていただきます。

最後のページの関係資料3、星が丘公民館長寿命化改修事業についてをご覧ください。
項目5の今後のスケジュールについては、令和5年6月1日に貸館と図書室を休止し、仮設の施設に移転後、工事を着工します。

令和6年3月の改修後の公民館施設に移転し、4月から供用を開始する予定です。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 念願の改修工事が始まるということで、恐らく地域住民、利用者の方は、非常に楽しみにされていると思うのですが、今回の改修工事により、公民館内の部屋が使えなくなるので、サークル活動ができなくなったり、事業の制限ができてしまったりするかどうかと思うのですが、その辺、どのように考えておられるか、お聞かせいただけますでしょうか。

高橋星が丘公民館長代理 今のご質問でございますけれども、工期は約10か月の予定としており、改修期間中は貸館ができないということで、利用者の方、市民の方には大変ご不便をおかけするところでございます。利用できないことの案内については、利用サークルをはじめ、地域の方々に丁寧に説明をまいりました。そして、今年の3月の後半から詳細なご案内をして混乱のないように丁寧に説明をして行く予定でございます。

併せて、事業の制限についてですけれども、当然、部屋を使った事業はなかなか難しいと思うのですけれども、外で行う体育の事業、あるいは小学校の校庭、あるいは体育館、それから少し足を延ばした諸施設を使つての事業等、毎年楽しみにしているお子さん、あるいは地域の方々が、公民館事業がなくて寂しいと思われないように、できる範囲で、事業の方は継続して実施していこうと考えております。

以上でございます。

白石委員 公民館の外へ出て、いわゆる青空公民館や出前公民館のような、いろいろな公民館活動ができるかと思いますので、ぜひ、館長代理はじめ、職員の皆さんには、館がなくても公民館はこれだけ頑張っているのだということを地域の方にも、また、他の公民館に対しても見せていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

以上です。

小泉教育長職務代理者 学校側の関係になりますけれども、職員の事務室の所在地が、星が丘小学校に設置されるということですが、セキュリティー的なものはどうなっているの

でしょうか。

松本生涯学習課長 セキュリティーについては、独立して警備等ができるような形で、部屋への出入りも、児童と動線を分けて、対応してまいりたいと思います。

白石委員 学校の施設内を事務室として使うということで、せっかくの機会ですので、コミュニティ・スクールですとか、地域学校協働活動なども念頭に置きながら、学校の教職員の方とも、いろいろな人的交流だとか、そういうものをつくって、公民館活動による社会教育と学校教育がスムーズに連携できるような人間関係も構築していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第1号、「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について」、を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第1号は可決されました。

相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について

渡邊教育長 次に、日程2、議案第2号、「相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」、日程3、議案第3号、「相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について」は関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。

事務局より説明いたします。

増田生涯学習部長 議案第2号及び議案第3号について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号、相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。下段の提案の理由をご覧ください。本事業は受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定の改正をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、ここに同意いたしたく提案するものです。

次のページの関係資料1、相模原市立津久井生涯学習センター条例の改正の概要をご覧ください。1の改正の内容についてですが、津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定のうち、別表の体育館の使用料を現行の1時間当たりの使用料320円を410円に改正するものです。

2の施行期日等の(1)施行期日については、令和5年10月1日とするものです。なお、(2)の経過措置により、改正後の使用料については、令和5年12月1日以後の利用に係る使用料に適用し、同日前の利用に係る使用料については、従前の例にすることとするものです。

次ページからの関係資料2の新旧対照表についての説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議案第3号、相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。下段の提案理由をご覧ください。本議案は、少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために、子どもの施設利用を無料とすることに伴う相模原市立博物館条例の観覧料の規定の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長からの意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

無料化の概要及び改正の内容についてご説明をします。関係資料2、子どもの施設使用料等の無料化に伴う博物館プラネタリウム観覧料の改正について、をご覧ください。

1の子どもの施設使用料等無料化の概要ですが、少子化対策の取組の1つとして、博物館を含む市内14施設を対象として、子どもの個人利用に係る使用料及び利用料金について無料とするものです。

博物館以外の13の施設については、裏面の末尾に参考として一覧を掲載しております。

3の無料化の対象者については、市内在住・在学の小中学生及び未就学児を対象とし、団体利用については、対象外とするものです。なお、未就学児は居住地を問わず無料としております。

6の現行及び無料化実施後のプラネタリウムの観覧料ですが、区分欄の個人の現行の観覧料は、小人は200円、4歳未満は無料となっておりますが、無料化実施後は、小人のほかに、新たに市内の子どもと学齢に達しない者を区分し、この2つの区分を無料とするものです。

7の「相模原市立博物館条例」別表備考の改正については、関係資料1の新旧対照表をご覧ください。今回の改正では、新旧対照表の右の欄の改正案のとおり、別表の改正は行

わず、下段にあります備考の第1項として、小人に関する規定を、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者、ただし、市内の子どもを除くに改めるとともに、裏面の第2項として、市内の子ども及び学齢に達しない者を、新たに規定をするものです。なお、中段の附則として、施行については、令和5年10月1日とするものです。

関係資料2にお戻りください。裏面の8、個人利用の無料対象者の詳細範囲ですが、改正により無料化となる対象者の範囲を表にまとめたものです。

以上で、議案第2号及び第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等、ございましたらお願いします。

白石委員 今まで、公民館の使用料の改定はなかったと思うのですが、320円から410円に金額が上がる理由を教えてくださいませんか。

松本生涯学習課長 受益者負担の在り方の見直しがございます。施設にかかる年間の経費を割り出し、それを施設の利用日で割るなどをして、それぞれの施設ごとにどれぐらいのコストがかかっているのかというものを計算いたします。今回、この生涯学習センターの体育館については、1時間当たりの経費が1,040円と計算されました。現行の料金と比較をいたしまして、大分開きがあるということで、将来的には1,040円を目指すのですが、1回の改定の上限を30%まで抑えていかないと、市民への影響が大きいということで、課内的なルールやっているものですが、今回は、128%で28%の改定ということで410円にさせていただくということでございます。

白石委員 津久井生涯学習センターと公民館が使用料をいただくようになったとき、同時期に始まったのかなと思うのですが、その当時と積算の根拠が変わったということでしょうか。あと、この体育館の利用状況ですとか、利用率ですとか、その辺分かりましたら教えていただけますでしょうか。

西野津久井生涯学習センター所長 1点目のご質問については、平成29年、30年に、公民館が有料化される時、同じく生涯学習施設ということで、津久井生涯学習センターの料金の見直しを行っております。ただ、津久井生涯学習センターは、合併前の旧津久井町のときから使用料をいただいております。そのときの積算方法が全庁的に行われている受益者負担の在り方の基本方針とは若干異なっていたため、平成29年に見直しを行いました。ただ、体育館については、面積がどうしても大きいものですから、高めの使用料

が設定されるのですけれども、激変緩和措置をしましたので、そのときも1.3倍までということで、料金を設定した経過がございます。

また、教育局では今回、津久井生涯学習センターの体育館だけが見直しの対象になっているというところがございます。

それから、2点目の稼働率なのですが、津久井生涯学習センターは市民から使用料をいただいているお部屋が大体7種類ございますが、令和3年度の稼働率として、大体30%ぐらいになっております。

体育館につきましては、夜の利用がかなりございますので、1日、大体40%ぐらいが令和3年度の実績でございます。

以上になります。

平岩委員 博物館のプラネタリウムの方なのですが、無料化するその目的というところで、子育て世帯の経済的な負担軽減というところは分かるのですが、子どもの居場所づくりということが書かれているのですが、単に場所があればいいというものではないと思うのですけれども、その辺の意味合いをご説明していただければと思います。

佐々木博物館長 居場所づくりにつきましては、子どもたちが自由に遊び、学べる居場所づくりということと、子育て世帯の経済的な負担軽減のほか、親子での時間の創出についても効果があるものと考えておりまして、今回の無料化に至ったものでございます。

平岩委員 子どもの居場所づくりというのは、相模原市として、しっかり取り組んでいきましょうというお話をしてきたと思うのですが、あまり簡単に使ってしまうのではなくて、子どもが安心するとか、ほかでは発揮できないことを育むとか、何かそういう場所のことだと思うのです。簡単にと言ったら語弊があるかもしれませんが、目的の1つに、まず居場所づくりと来るのは、私は何となく違和感を覚えました。

宇田川委員 教えていただきたいのですけれども、相模原市立博物館条例の改正後のところで、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者となっているのですが、この「これらに準ずる者」というのは、例えば、どのような者が該当するのかというのを教えていただけますでしょうか。

佐々木博物館長 準ずる者でございますが、インターナショナルスクールであるとか、義務教育学校もそうですし、夜間中学もそうです。

以上です。

白石委員 これはちょっと博物館に限ったことだけではないと思うのですが、要望的なこ

とになってしまうかもしれませんが、少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進という点についてどうなのかというお話ありましたが、その後、子育て世帯の経済的負担軽減のためにという意味合いで子どもたちを無料にしていこうということだと思っております。多分、子どもたちだけで利用する分にはそれでいいのだと思うのですが、どうしても保護者がつかないといけないとか、連れていけないと利用できないとか、夜間なんかは中学生以下だと入れなかつたりするので、子育て世帯の経済的負担の軽減という観点から言えば、例えば、子どもの引率というか、一緒に来ている保護者の方は例えば料金を半額にするとか、もう1歩踏み込んだ経済的負担軽減の観点がある少子化対策を、子どもに対してというよりも、大人に対してのメッセージもあると思うので、この辺も検討していただければと思います。

以上です。

平岩委員 先ほどの発言ですが、私の読み込みが少なく、少子化対策のための子どもの居場所づくりなので、これはこのままで大丈夫だったので、大変失礼いたしました。先ほどの意見は訂正いたします。

渡邊教育長 白石委員からは、今後さらに検討を進める中では、保護者の負担についても、軽減等についても検討が望ましいというようなご意見をいただいたということで、承りたいと思います。

ほかにご意見、ございませんか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ありませんので、これより採決を行います。

まず、議案第2号、「相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」、を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

次に、議案第3号、「相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について」、を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第3号は可決されました。

ここで休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は、退出してください。再開時刻は午後4時10分といたします。

(休憩・ 15 : 52 ~ 16 : 10)

令和 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正 (第 12 号) について

令和 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正 (第 13 号) について

渡邊教育長 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程 4、議案第 4 号、「令和 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正 (第 12 号) について」、日程 5、議案第 5 号「令和 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正 (第 13 号) について」は関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。

事務局より説明いたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 それでは、議案第 4 号及び議案第 5 号について、ご説明いたします。

本議案につきましては、令和 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、ここに同意いたしたく提案するものでございます。

まず、議案第 4 号でございますけれども、別紙、令和 4 年度相模原市一般会計補正予算、教育委員会所掌分の 8 ページをお開きください。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明いたします。款 50 教育費ですが、補正前の歳出予算額 485 億 9,403 万円から 108 万円を増額し、485 億 9,511 万円とするものです。

次に、補正予算の内容についてご説明をさせていただきます。款 50 教育費、項 5 教育総務費、目 10 事務局費、右の説明欄でございますけど、スクールバス運行事業、これにつきましては、静岡県で発生いたしました児童スクールバスの置き去り事故により、課題となっております、児童・生徒の安全対策を強化するために小中学校等における送迎バス、送迎用バスへの安全装置の設置に要する経費を計上するものでございます。

次に関連するもの歳入についてご説明申し上げます。4 ページにお戻りください。款 55 国庫支出金、項 10 国庫補助金、目 45 教育費国庫補助金ですが、送迎用バスへの安全装置の設置に係る経費につきまして、補助金を見込むものです。

次に、関連する繰越明許費補正についてご説明申し上げます。1 ページにお戻りください。今までご説明させていただきましたスクールバス運行等事業について、令和 5 年度へ

の繰越明許費を設定したものです。これについては、今年度中にバスへの取り付け工事が難しいという理由で繰越明許費を設定するものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。星が丘公民館長寿命化改修事業につきましては、早期発注により工期を確保するため、令和4年度から令和5年度にかけて債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案の第5号、令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第13号）について、ご説明いたします。別紙の8ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明いたします。款50 教育費ですが、補正前の歳出予算額485億9,511万円から8億479万円を減額し、計477億9,032万円とするものです。

次に教育委員会の所掌に係る予算補正の内容についてご説明いたします。款50 教育費、項5 教育総務費、目10 事務局費ですが、説明欄3 岩本育英奨学基金積立金については、相模原市岩本育英奨学基金の寄付金を同基金へ積み立てるため、増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。4ページにお戻りください。款90 市債、項5 市債、目40 教育債については、事業費の確定に伴う減額を行うものです。なお、その他の補正ですけれども、事務事業の完了及び事業費の確定等による減額については説明を一部割愛させていただきます。

以上で、議案第4号及び第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等、ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 議案第4号のスクールバスの置き去り事故の安全装置ということですが、具体的にどういったものをどうするというのが分かれば教えてください。

佐藤学務課長 スクールバスを導入しているのが藤野地区で4台ございます。それから青和学園、湘南小学校で1台ずつということで、合計6台のスクールバスがございます。その6台に安全装置を設置することなのですが、内容といたしましては、国のガイドラインは2つ用意してございまして、1つは降車時の確認式の装置ということで、子どもたちを降ろした後に、運転手が一番後ろのところの安全装置ボタンを押すもので、後ろに

行くまでの間に子どもがいるかいないかを確認できるという方式のものが1つ。それから、自動検知式の装置というのがございまして、運転手が車のエンジンを止めて、車から離れた後に、車内に子どもたちがいた場合、動きを検知するとセンサーが働き、ブザーが外に鳴るものでございます。

現在、この予算措置をさせていただいた内容が、両方つけるような形で我々としては考えているというところでございますので、1台当たり18万円ということで、対象となるスクールバス6台で108万円ということでございます。

以上です。

渡邊教育長 ほかにご質問、ご意見等、ございましたらお願いします。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第4号、「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第12号）について」、を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

次に、議案第5号、「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第13号）について」、を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

渡邊教育長 次に、日程6、議案第6号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

細川学校教育部長 議案第6号についてご説明いたします。本議案は、令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

議案第6号、別紙、令和5年度相模原市一般会計予算教育委員会所掌分の16ページをご覧ください。

はじめに、款50 教育費、全体の予算額は496億7,311万円で、前年度予算額との比較では49億7,606万円、11.1%の増加でございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の主なものについて、ご説明いたします。なお、令和5年度予算における主な施策については、お手元の議案第6号関係資料、令和5年度相模原市教育委員会所掌に係る予算主な施策について、に記載しておりますので、併せてご参照ください。

別紙、令和5年度相模原市一般会計予算教育委員会所掌分の16ページにお戻りいただきまして、款50 教育費、項5 教育総務費、目10 事務局費ですが、説明欄15、学校給食費管理事業については、教職員や保護者の負担軽減等を図るため、学校給食費を公会計化し、口座振替などにより市が徴収・管理を行うものです。

18ページをご覧ください。目15 教育指導費ですが、説明欄4、創意ある教育活動事業、(2)中学校夜間学級事業については、様々な理由により中学校で学ぶことができなかった方の教育を受ける機会を保障するため、中学校夜間学級における教育の充実を図るものです。

(4)コミュニティ・スクール推進事業については、地域とともにある学校の実現に向け、コミュニティ・スクールを設置し、地域と連携した取組を推進するものです。

(5)学力保障推進事業については、全小学校及び義務教育学校において、アセスメントに基づいた指導支援ツールを活用し、読みの力の定着を図るとともに、一人ひとりに応じた個別支援の充実を図るため、学習支援員を配置するものです。

説明欄7、特別支援教育事業については、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、教育内容の充実を図るため、小中学校及び義務教育学校に支援教育支援員、非常勤介助員及び日常的な医療的ケアを行う非常勤看護師を配置するものです。

説明欄8、ふれあい教育事業、(2)さがみ風っ子文化祭事業については、さがみ風っ子文化祭を開催し、発表・作品の相互鑑賞及び市民とのふれあいを図るとともに、豊かな人間性や社会性を育成するものです。

(3)SDGsスタディツアー事業については、小学校3年生を対象に市内のSDGsに関連する施設見学ツアーを実施するものです。

(4)児童・生徒健全育成事業については、いじめ防止や地域での見守りを推進し、児童生徒の健全な育成を図るとともに、相模原SOSダイヤルを設置し、24時間の電話相談体制を構築するものです。

説明欄12、GIGAスクール推進事業については、家庭や校外での学習のための通信環境を整備するとともに、教員のICT指導力向上や児童生徒の円滑なICT活用を支援

するものです。

20ページをご覧ください。目25 青少年相談センター費ですが、説明欄1、青少年・教育相談事業、(1)青少年・教育相談事業については、青少年教育カウンセラーを配置するとともに、不登校、いじめ等の問題行動等の解決のため、スクールソーシャルワーカーを拠点校に配置するものです。

説明欄4、相談指導教室事業については、不登校の児童生徒を対象に、通室制の相談指導教室を設置し、一部機能を拡充しながら指導・支援を行うものです。

下段の目30 野外体験教室費ですが、説明欄4、野外体験教室環境整備事業、(2)天体望遠鏡制御装置更新事業については、相模川ビレッジ若あゆの天文台に設置している天体望遠鏡の制御装置の更新を図るものです。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 続きまして、22ページをご覧ください。関係資料については4ページ以降をご参照ください。

項10 小学校費、目15 教育振興費、説明欄1、校外活動費については、児童生徒の郷土意識の醸成や体力の向上を図るとともに、豊かな情操・感性を養うことなどを目的に実施するものです。

説明欄2、要保護及び準要保護児童就学援助費につきましては、経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対して、経費を援助するものです。

なお、中学校費の校外活動費、就学援助も同様の対応となります。これについては26ページに書いてありますけど、説明は割愛させていただきたいと思います。

24ページをご覧ください。目20 学校建設費ですが、説明欄1、小学校校舎等整備事業、(1)給食室整備事業については、耐震改修が必要な給食室について、改修に向けた調査設計を実施するものです。

説明欄3、谷口小学校校舎増改築事業(継続費)については、市学校施設長寿命化計画に基づき、市立谷口小学校校舎の増改築工事を実施するものです。

26ページをご覧ください。項15 中学校費、目10 学校保健費、説明欄4、保健室管理運営費については、保健室に必要な物品等の整備を行うとともに、全中学校の女子トイレに生理用品を設置するものです。

説明欄6、中学校完全給食推進事業、(4)中学校給食全員喫食推進事業については、中学校給食の全員喫食の実現に向け、新たな給食センターの整備に向けた事前調査等を実施するものです。

(5) 中学校給食全員喫食推進事業(債務負担行為)については、新たな給食センターの整備及び運営について、PFI手法の導入に向けた具体的な検討等を行うため、PFIアドバイザー業務を委託するものです。

目20 学校建設費ですが、説明欄1、中学校校舎等整備事業、(1)給食配膳室整備事業につきましては、中学校給食の全員喫食の実現に向け、拡充が必要な配膳室の調査設計を実施するものでございます。

増田生涯学習部長 続きまして、28ページをご覧ください。関係資料については6ページ以降をご参照ください。

項20 社会教育費、目5 社会教育総務費ですが、説明欄3、家庭教育啓発費、(1)家庭教育啓発費については、家庭及び地域の教育力向上のため、保護者等に対し、学習機会及び情報の提供を行うものです。

(2)発達サポート講座事業については、子どもの発達に関して保護者の不安や悩みを和らげるとともに、子どもを取り巻く大人の理解を深めるため、学習の機会を提供するものです。

説明欄4、地域学校協働活動推進事業については、学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指すため、モデル事業を実施するものです。

説明欄8、生涯学習センター費、(1)市民大学等実施経費については、市民の学習ニーズに応えるため、座間市及び高等教育機関と連携して市民大学を開講するものです。

目18 文化財保護費ですが、説明欄4、文化財普及事業、(2)文化財保存活用事業については、文化財を地域全体で保存活用する取組を推進するとともに、文化財保存活用地域計画の策定に係る調査・検討を行うものです。

30ページをご覧ください。目25 公民館費ですが、説明欄3、公民館活動費については、学びを通じた絆づくり・地域づくりのため、公民館で各種学級・講座等の事業を実施するものです。令和5年度は、新たに少子化対策の取組として、子育てに関する学習や父親の育児参加を啓発する子育て学習啓発事業を実施するものです。

説明欄6、公民館整備事業、(2)星が丘公民館長寿命化改修事業(債務負担行為)については、市一般公共建築物長寿命化計画に基づき、星が丘公民館長寿命化改修工事を実施するものです。

中段の目30 図書館費ですが、説明欄3、読書活動推進事業については、小中学校等

と連携した電子書籍サービスや子どもに身近な施設に児童書セットを循環させる取組、くるくる図書館を実施するものです。

32ページをご覧ください。目45 博物館費ですが、説明欄2、施設運営費、(4) プラネタリウム事業経費については、JAXA宇宙科学研究所等と連携した事業やプラネタリウム等を活用した質の高い宇宙教育を実施するとともに、プラネタリウムの更新に向けた取組を推進するものです。

説明欄4、博物館施設整備事業費については、市一般公共建築物長寿命化計画に基づき、空調関連設備等更新工事を実施するものです。

次に、関連する主な歳入についてご説明申し上げます。4ページにお戻りください。

款50 使用料及び手数料、項5 使用料、目45 教育使用料ですが、節5 財産使用料から節70 公民館使用料までについて、それぞれの施設等の使用料を見込むものです。

下段の款55 国庫支出金、項5 国庫負担金、目15 教育費国庫負担金については、小中学校等に勤務する教職員の人件費に対する義務教育費国庫負担金を見込むものです。

6ページをご覧ください。項10 国庫補助金、目45 教育費国庫補助金については、節3 教育総務費補助金から、節50 社会教育費補助金までを見込むものです。

10ページをご覧ください。款85 諸収入、項25 雑入、目15 雑入、節60 教育総務費雑入、説明欄6、学校教育費負担金については、学校教育費の公会計課に伴い、市が徴収する給食費を見込むものです。

12ページをご覧ください。款90 市債、項5 市債、目40 教育債については、節5 小学校整備債から節35 博物館整備債までを見込むものです。

次に関連する主な債務負担行為についてご説明いたします。1ページにお戻りください。プラネタリウム事業経費については、令和7年度の事業完了のため、令和5年度から準備着手する必要があることから債務負担行為を設定するものです。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

小泉教育長職務代理者 まず、大枠のところではいきますが、令和5年度の教育費の予算額が対前年度比で約49.7億円、11.1%増ということですが、その主な要因であると

か、また令和5年度の予算の特徴的なものについて、教えていただけたらと思います。
的場教育総務室総括副主幹 令和5年度予算の特徴、増加の要因ということでございますが、まず、全庁的な予算編成の考え方についてご説明申し上げますと、扶助費の増加ですとか、物価高騰による影響等で財源不足が見込まれました。その中で、全庁的に令和4年度予算をベースに編成が求められたという経過でございます。

そのような中、教育費全体といたしましては、子どもたちの教育的ニーズに応じた誰一人取り残さない、温かさのある教育施策の展開、また、学校等における安全・安心の確保ですとか、生徒の心身の健康の保持増進を図るための教育環境の整備、また、時代の変化に柔軟に対応した多様な学習機会の提供、こういったものに重点を置きながら、予算の方を計上させていただいております。

大きなものとして、学校給食費の公会計化ですとか、中学校給食のセンター整備に係る調査・検討、そういったところのお金が大きなところ。また、物価高騰による電気代、ガス代、そういったところも影響を見込んだ上で計上させていただいております。

そのほか、学校教育分野におきましては、先日の総合教育会議でもご意見いただきました不登校対策、こちらに関連するものとして、スクールカウンセラーを1名増員したり、相談指導教室、これは午前中の活動が困難な子どもたちが一定数いるということで、午後の部を開設する、そういった取組のための予算も計上してございます。

また、生涯学習分野におきましては、少子化対策等に対応した新たな事業、こういったものもスタートしたいと思っておりますし、また長年の課題でありましたプラネタリウムの更新に向けた取組、こういったものも推進できる予算を積ませていただきました。

また、文化財につきましては、保存活用を計画的に進めるための計画、文化財保存活用地域計画、こちらの策定に係る調査・検討も実施してまいります。

また、星が丘公民館の長寿命化改修工事、博物館の空調関連設備等の改修工事の予算も積ませていただきました。

全体といたしまして、ハード面に係るものが少し多めの予算になってしまいましたが、ソフト面でも一部前に進んだ事業もございます。こういったところを大事にし、令和5年度を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 数字的なものだけではないと思います。どこに重点的にするかと

いうところでも期待される予算案だと考えております。そういった中で、誰一人取り残さない温かさのある教育施策にも関わると思うのですが、令和４年度にリニューアルした学力保障推進事業の取組と、そこで見えてきた成果や課題はどういうものかというところを伺いたいと思います。

松本学校教育課長 令和４年度にリニューアルしました学力保障推進事業の取組についてでございますが、小学校低学年における学習状況の定着を重視いたしまして、これまでは原則３年生に配置しておりました学習支援員を、小学校低学年に配置をしたということと、多層指導モデルM I Mを小学校及び義務教育学校全校に導入いたしまして、アセスメントに基づきまして、国語、算数における教室内外での個別支援を実施しているところでございます。

また、民間委託による学びの調査を、小学校４年生、５年生において実施いたしまして、その分析結果を各校で共有しまして、授業改善に活用しているところでございます。

さらに、自学自習の習慣の定着を図るために、タブレットP Cを使った学習ソフト等による個別学習指導を推進するとともに、指導主事による生活習慣改善出前講座を実施いたしまして、家庭学習等について児童生徒や保護者に直接啓発をしたところでございます。

見えてきた成果や課題についてでございますが、まず、先ほど申し上げました多層指導モデルM I Mのアセスメント結果から、国語の読みにつまずきが見られ、個に応じた指導が必要な児童生徒が市の全体としては減少をしたところでございます。特に学習支援員配置校は２４校ございますが、学習支援配置校において、その減少が顕著となっております。特にアセスメントに基づいた教室内外での個別支援が効果的であると捉えているところでございます。

また、全国学力・学習状況調査及び学びの調査等の結果から、小学校段階においては、国語・算数・理科とも、全国の平均正答率に近づいてきているというところがございます。

中学校段階では、全国の平均正答率と同程度、もしくはやや高い状況ということでございまして、今年度まで継続してきている学力保障推進事業の成果の一因があると捉えているところでございます。

その一方で、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果から見えてきたことでございますが、本市においては、ゲームなどの利用時間が全国平均よりも長い傾向にございます。その一方で、１日当たりの学習時間が短いという児童生徒が多いという状況がございます。こういったことが課題となっております。自ら主体的に学ぶ生活習慣を定着さ

せるというところの取組を今後充実させていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 特に子どもたちにとっては、学力保障というのは、将来において、とても重要なことでありますので、ぜひ引き続き、学校現場と一体となって、教育委員会がサポートというところになるかと思うのですけれども、進めていっていただきたいなと思っております。

以上です。

岩田委員 中学校の夜間学級のことについてお尋ねしたいのですが、私たちも見学させていただいて、とてもいい取組だと思ったのですが、入学者の現状であるとか、改めて取組の状況について教えていただきたいと思います。

松本学校教育課長 令和4年度の入学者は18名ございまして、本当に学校の方できめ細かに、個別の状況に対応しながら、学習を進めているところでございます。なお、令和5年度の入学者につきましては、昨年7月から4回の入学希望者の説明を行いまして、20名の方が参加されており、このうち12名の方が入学を希望されていまして、入学予定者として決定しているところでございます。

2月中旬に就学承認通知をお送りしまして、3月6日に入学オリエンテーションを予定しているところでございます。この中で学校のきまりや入学までに準備するものを説明していきたいと考えております。

また、登校に不安のある新入生もいらっしゃいますので、3月13日から17日まで、登校準備期間を設けまして、安心して入学できるように支援を図っていききたいと考えているところでございます。

以上でございます。

岩田委員 私が視察に行った時に、校長先生とか、スタッフの先生と個別に話すことができて、こちらの主な施策にも書いてある、様々な理由により中学校で学ぶことができなかった方ということで、ここにいる子どもたちの生活をどう支えていったらいいのかというところを校長先生から質問を受けて、私の考えをお答えする機会もございました。

今後、夜間中学校に通っている生徒たちの生活をどう支えていくかみたいなどころの展望があるのか、ないとしたら、学びを与えるとか、学びの機会を保障するのは十分大切なことですが、生徒の生活の問題もあるので、その辺のところも支えていただきたいと思っております。

松本学校教育課長 今後についてでございますけれども、生徒一人ひとりの夢や目標に向けて、支援を図っていきたいと思っておりますので、今後もタブレットPCなどの教材や、教具の準備、整備と一人ひとりの学びを保障するための環境の充実の方を図ってまいりたいと考えているところでございます。

岩田委員 私の関心で言うと、やはりスクールソーシャルワーカーの増員をしたということで、その成果と今後の方向性について伺いたい。また、総合教育会議のところでも話したと思うのですが、どこもスクールソーシャルワーカーは取り合いになっているので、その質の担保をどう保障していくかといったところも、どんなふう考えているのか教えていただきたいと思えます。

加藤青少年相談センター所長 スクールソーシャルワーカー増員の成果といたしましては、拠点・巡回校型を21校中学校区で実施し、拠点校を小学校にすることで、小学校段階から家庭的に課題を抱える児童生徒を早期発見し、対応することで、福祉的な支援を行うことができたと考えております。

また、質の担保についてですが、現在、12名のスクールソーシャルワーカーで、1人2中学校区だと24中学校区担当できるのですが、従来から在籍している3名が新人の育成を担当し、1中学校区を担当するというので、本年度、質の担保を図ってまいりました。

次年度に関しては、常勤の社会福祉主事が指導に当たることによって、質の担保を図ってまいりたいと思っております。

岩田委員 指導主事がサポートすることは大事だと思いますし、これからも充実していただきたいのと同時に、やはりスクールソーシャルワーカーなので、ソーシャルワークのところのアセスメントがどれだけできるかということが重要であり、ソーシャルワークの学びという部分、その機会を増やしてあげるといっても今後できるといいなと要望として思えます。

加藤青少年相談センター所長 今ご意見いただきましたとおり、令和5年度も学識の方を呼んでの研修等を継続して実施してまいりたいと思えます。

白石委員 青少年教育カウンセラーについても増員をされていると思うのですが、各学校で、このカウンセラーの方々は具体的にどのような形で児童生徒と接点を持っているのか、どのような活動をされているのかお聞きしたいということと、実際にそのことによって、例えば不登校ですとか、登校渋りが改善したり、減ってきたり、そういう効果が見えてき

ているのか、お伺いしたいと思います。

加藤青少年相談センター所長 本年度、カウンセラーを10名増員したことによって、中学校は生徒250名以上の学校28校に2名派遣、小学校は全校生徒800名以上の学校8校に2名派遣、拠点校として、これ以外の学校、小学校4校、中学校1校2名派遣を実現しております。

また、今まで緑区で学習派遣をせざるを得なかった学校も、本年度より鳥屋中学校を除いて週1回の派遣を実現しております。派遣の回数が増えたことによって、1人当たりのカウンセラーの負担が軽減され、空いた時間で子どもたちの様子を学校内で観察したり、アセスメントやコンサルテーションに時間を費やすことで、早期対応を実現していると考えております。

現時点では今年度の相談数の明確な数字が出ておりませんので、カウンセラーの報告等から実現できていると考えております。

岩田委員 教えていただきたいのですが、相談指導教室における取組の内容であるとか、成果や課題、もしくは今後の方向性について教えてください。

加藤青少年相談センター所長 相談指導教室についてでございますが、活動としましては、コミュニケーション能力の向上を図る活動とか、学習サポートなどを行ってまいりました。これからの取組に関してですが、資料にもありますとおり機能拡充を図ってまいりたいと考えております。具体的には、1教室、午後の部の開室を考えております。実際に来る児童生徒としましては、例えば、起立性調節障害で、午前中の活動に参加が難しかった子どもたちなどを想定しております。

岩田委員 まさに普段学校が開いているとき、その時間だと来ることが難しい子たちにも幅を広げているということで、評価したいと思います。今後も機能拡充をしていただきたいと思います。

あともう1つ、新たに設置されるSOSダイヤルについて、内容とどんな効果が期待できるのかということも教えてください。

松本学校教育課長 相模原SOSダイヤルについてでございますが、子どもからのいじめ問題をはじめとする様々な不安や悩みなど、子どもに関する相談窓口として児童生徒の健全な育成を図ることを目的として創設するものでございます。

内容としましては、現行のいじめ相談ダイヤルを見直しまして、日中の相談を外部委託いたします。また、夜間の相談は今まで行っていなかったのですが、これを神奈川県共

同委託に参加をしまして、24時間対応の電話教育相談の体制を確立していきたいと考えております。

このことにより、子どもたちに悩みや不安があったときに、いつでも相談できるということと、緊急時にも迅速に24時間対応できると考えています。

岩田委員 24時間対応できるということは、とてもいいことだと思うのですが、委託をされるというところで、委託業者をどのように選ぶのか、どのような基準で選ぶのか、その辺のところを教えてください。

松本学校教育課長 事業者についてでございますが、現在、神奈川県と横浜市が共同して夜間の電話相談の委託をしているということでございますが、こういった実績のある事業者の方に委託をしてみたいと考えているところでございます。

具体的には今後プロポーザル方式によりまして、相談に適した資格や能力を有した人材や設備を有した事業者の方を選定してみたいと考えております。

以上でございます。

岩田委員 相談に適したとは、何に重きを置くのか、考えがあれば教えてください。

松本学校教育課長 これまでも電話等の相談業務の方に携わっている、実績があるというところで、概ね5年以上と考えているのですけれども、そういったところの実績と子どもたちの心の声を受け止めることができるような、例えば、心理カウンセラー等の資格をお持ちかどうかとか、資格や経験等も踏まえて、そういった人材を備えている会社かどうかというところを見極めながら、選定を図っていきたくて考えております。

岩田委員 そのような視点で、実績というところと資格というところも大事なんですけど、相模原市のこのSOSダイヤルはかなり心理的な相談内容が多いとか、ある程度相談内容に応じて、資格といってもいろいろありますので、今後、プロポーザルで委託を選んでいくときにも、参考にするような形で、形式的な形にならないようお願いしたいと思えます。

小泉教育長職務代理者 GIGAスクール推進事業について伺います。本市は、他自治体と比べて、1人1台の端末の活用が進んでいると私自身も何校か視察に行きまして、実感しているわけなのですけれども、令和4年の取組と今後の取組について改めて教えてください。

宮原教育センター所長 本市におきまして、1人1台の端末の活用が進んでいるところではございますけれども、各学校間、または学校の中での学年間、そういったところの活用

差が生まれないように、指導主事の学校訪問を丁寧に行ったりですとか、教職員研修等を実施する中で、基本的な操作だけでなく、授業の中で具体的にどのように使っていくのか、といったところの支援を行っているところでございます。令和5年度についても、引き続き研修ですとか、学校訪問等、継続して進めていきたいと考えております。

また、教員へのサポートとして、ICT支援員の全校派遣を行っておりますけれども、令和5年度については、その派遣回数について増加を予定しているところでございます。

また、モバイルルーターを整備しまして、学校行事ですとか、体育館等でのタブレットPCの活用を図ることが可能となっております、令和5年度については、その回線数も増やすように検討しているところでございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 とても前に進んでいるなという感じを受けておりますが、普及したが故の課題、例えば、想定していなかった児童生徒のトラブルであるとか、運用上の問題であるとか、また、機器更新の費用負担も国の課題というところで、お話を伺っているわけですが、先生方の研修サポートとソフト面での充実について、どのようにお考えなのか教えてください。

宮原教育センター所長 ご指摘のとおり、各学校におきまして、授業だけでなく、例えば委員会活動ですとか、社会活動、そういった学校生活全般において、活用が広く進んでいるところがございますので、学校間の差が生まれないと先ほど申し上げましたけれども、そういったところを引き続き研修ですとか、訪問というところで支援していきたいと考えております。

併せて、先生方が参考となる事例に触れながら、より活性化していくように、好事例を発信しております。現在は、相模原GIGAスクールハンドブックを出させていただいておりますけれども、そういったところの周知を継続的に行っていきたいと考えております。

また、端末の使い方として、持ち帰りが日常化されているという学校が非常に多くありますけれども、インターネット環境のない家庭も一定数ございますので、引き続きモバイルルーターの貸与を行えるよう検討していきたいと思っております。

それから、これも課題の1つでございますが、児童生徒数の多い学校におきましては、タブレットPCを一斉に起動したり、動画の一斉視聴等を行った際に、動作が不安定になるといったこともございます。各学校の運用で工夫していただいているところがあるので、接続に係る設定変更等も行ってありますが、改善に努めていきたいと考えて

おります。

また、今後想定されるタブレット端末の一斉更新につきましては、国の状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 児童生徒の学びのツールとして使うのではなく、他の用途で使うということでもいろいろなトラブルが発生するかと思います。そういった意味でハンドブックにそういう指導の徹底とありますが、ケアというところが書かれていますので、ぜひ活用していただくとともに、学びのツールとして個別最適な学びが実現できるようなサポートの方を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

宇田川委員 学校給食費の公会計化について、教職員の働き方改革ということにもつながると思ひますが、その一方で、どのような課題を想定し、また、その課題に対してどのように対応を考えていらっしゃるのかということについて、伺いたいと思ひます。

鈴木学校給食課長 来年に予定しております公会計化の課題の部分でございます。これまで教員が対面で集金をしておりまして、未納はほとんどないという状況でございましたけれども、今後は、口座振替に変わってくる中で、未納率が上昇してくることが懸念されているところでございます。

こうした中、私どもといたしましては、各段階で様々な未納対策を想定してございまして、まずは、在学中のご家庭から口座振替の登録手続を始めさせていただいているところでございますが、口座登録の申込みのほかに、給食の申込書というものも一緒に出していただいております、契約関係を明確化させていただいております。

また、その申込書の下段に、未納が発生した場合については、児童手当から徴収させていただくことを同意いただく署名欄ですとか、滞納が発生した場合に資産調査をさせていただく、そういったものの同意欄を設けまして、ご署名をいただいているところでございます。

また、実際の徴収の段階になりましたら、例えば、生活保護ですとか、就学頻度の制度受給者につきましては、保護者を介さずに、支給課から給食課の方に直接給食費をいただくというような形で、手続の簡素化を含めまして、そういった対応させていただきますし、引き落としをさせていただくべき方が、残高不足で引き落とせなかった場合につきましては、納付書をご家庭の方に直接送付をさせていただくという対応をさせていただく予定で

ございます。

また、それでもご納付いただけない方につきましては、先ほど申し上げた児童手当からの徴収、あるいは、必要に応じて電話催促や訪問等を教育委員会の方で実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

宇田川委員 本当に様々なところまで、計画、対策について考えておられて、口座振替ができない場合の対応についてもきちんと考えられていると思いました。

岩田委員 相模原市としてやはり未納率が上昇してしまうと、財政的に困るのは分かりますが、未納の場合には資産調査等を行うとお聞きしましたが、あくまでも教育機関だということ、そのバランスが大事だと思います。

宇田川委員 中学校給食全員喫食推進事業に関してなのですけれども、新たな給食センターの整備ということで、先ほどもご説明いただきましたけれども、もう少し具体的な取組について教えていただければと思います。

鈴木学校給食課長 新たな給食センターの整備に向けましては、昨年11月に中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間取りまとめ、骨子をいただいてまとめていただいたところでございます。そちらに基づきまして、今後、給食センターを具体的に建設していくところでございますけれども、来年度につきましては、建設の候補地の測量を行ったり、地盤調査を行ったり、建設前の事前準備を進めるほか、最終的にはPFI方式による民間活力を活用した事業というのを想定してございますので、それに向けた様々な手続を進めてまいりたいと考えておりました、これには、なかなか行政機関の単独での検討が難しいものですから、専門機関に委託をいたしまして進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

宇田川委員 ぜひ、実現に向けてというところで、今、ハード面の部分の検討段階だと思うのですけれども、全員喫食が実現した際には、生徒自身が主体的で対話的な深い学びが生まれる機会になると思いますので期待しております。

もう1点、読書活動推進事業についてなのですけれども、その中で、電子書籍のサービスといったようなところが組み込まれていると記憶しておりますけれども、電子書籍のサービスにおいて、やはりまだまだ新しいというようなところもある中で、課題というものが具体的に出ているようであれば教えてください。

遠藤図書館長 電子書籍サービスの課題についてでございますが、現状ではやはり、各出

版社が公共図書館向けに提供する電子書籍は、一般的に出版されている紙の書籍のほんの数%に過ぎないというところがございます。新たに提供される場合も、出版から一定期間経った後に電子書籍サービスで提供されるため、新刊物はなかなか載ってこないという課題がございます。

また、一番は著作権法の規定によりまして、電子書籍については印刷や保存ができない仕組みになっているのです。その場で読むだけという形になるので、普通の本ですと、例えば図書館で借りると必要に応じてコピーができるのですが、それができないというようなことがございます。

ですから、現在のサービスが全て電子書籍に変わっていくということではなくて、あくまでも電子書籍サービスというのは、いろいろな使い方ができ、紙の書籍よりも多様なお客様に対して、利用していただくことができるサービスとして捉えているところでございます。

今後、著作権法とか、いろんな問題が解決されていけば、サービスの転換というのも、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

宇田川委員 今、ご説明の中で、電子書籍で多様な使い方というようなことが出てまいりましたけれども、その多様な使い方というような点で、読書活動の推進ということに関して、今後の可能性として、どのようなことが見込まれるのか教えてください。

遠藤図書館長 現在、9月から小中学校と連携して電子書籍サービスを学校でも活用していただいているのですが、私どもの方で学校にお伺いしたときに、児童のインタビューがありまして、そこで例えば、今まで読み上げることが苦手だった児童生徒が、電子書籍は読み上げサービスがございますので、そういうことによって、本が好きになってきたとか、あるいは、電子書籍というのは、タブレットですので重たくないの、持ちながら読めるとか、あとは、言語の読み出し機能というのは、多言語のものがございますので、英語の学習とか、そういうものにも使えと。あと、持ち運びができて、教室の中でも読めるとか、いろんなメリットもございますので、そういう多くの児童生徒や一般の利用者の方にも電子書籍で本に親しんでいただける可能性があると考えています。

宇田川委員 今、お話伺っただけでも、ちょっとワクワクしてきた感じで、本当に一人ひとり、誰一人取り残すことなく、それぞれの読書とのつながりというようなところで、つなげていただけたらいいなと思います。

白石委員 コミュニティ・スクール、それから地域学校協働活動に関連してお伺いしたい

と思います。コミュニティ・スクールにつきましては、青和学園や中央中学校区ですとか、モデルで実施をされているかと思うのですが、モデルで実施をして、どんなことが成果としてあり、また課題があって、それを受けて令和5年度をどのように展開をしていくのか、今後の方向性についてもお伺いしたいと思います。

松本学校教育課長 まずは、コミュニティ・スクールの成果と課題についてでございますが、地域とともに目指す子ども像を共有しまして、学校の抱える課題について、組織的・継続的に地域住民等と具体的な対応策を講じることができたということが成果であると捉えています。

また、一方で中学校区単位ですと、組織体が大きいということもございまして、各学校の課題に対して焦点化しづらい、準連携校の小学校にとっては関わり方が難しいといった課題が出てきたこともございました。

これに関しまして、令和4年度につきましては、学校ごとに運用できる体制をとったところでございます。具体的に申しますと、中央中学校区についてでございますが、学校ごとの課題を地域の力を借りながら解決する取組を行うことができたということがございます。鶴野森中学校区の方でも、各学校で地域と協働した授業やボランティア活動を行うことができたという報告を受けているところでございます。

こうした取組を踏まえながら、令和5年度以降の方向性についてでございますが、これまで、中学校区単位で設置というところで行ってまいりましたが、これを学校単位の設置という形で改めていきたいと考えております。来年は、現行7校のモデル校がございまして、新たに7校加えて、14校でモデル実施を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

白石委員 今、新たに来年度に7校加えて14校ということですが、来年、新たに加える7校を教えていただきたいのと、その後、6年度、7年度とモデルとしてやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

松本学校教育課長 新たに加える7校については、検討中でございます。ただ、検討する基準でございますけれども、導入パターンを想定しておりまして、4つパターンを想定しております。1つ目につきましては、中学校区内の小中学校から1校だけ導入するというパターンと、2つ目としましては、学校評議員を委員として導入するというパターン、3つ目としまして、学校評議員以外を学校運営協議会の委員として導入するというパターン、

4つ目としましては、新たに義務教育学校が設置されますのでこの義務教育学校で導入するという4パターンを想定しています。

この義務教育学校とそれ以外の3つのパターンに対しましては、小学校、中学校で1校ずつ選定をしようと考えております。3パターンに、小学校、中学校1校ずつということで、6校で、義務教育学校の1校を加えまして、7校という形でモデルとしていきたいと考えております。

学校の状況に合わせて、導入した結果どうなったのかということを検証しながら、令和6、7年度以降、緩やかな導入の方を図ってまいりたいと考えているところでございます。

白石委員 コミュニティ・スクールにしても、地域間公共活動にしても、今、学校で言えば学校評議員会というものがあって、評議員の方にかけていろいろ学校運営をされているかと思うのですが、やはりこれからの学校は、学校があつての地域ではなく、地域の中にある学校として、学校運営や教育活動を学校の教職員の方と地域住民が一緒になって考えたり議論したり、そしてまた実践していくという、そうやっていくのだという意識が共有されているかどうかということがまず根底にあるかどうかが大変だと思うのです。

これがいわゆる社会に開かれた教育課程を実現していくということだと思いますし、この部分があれば、形にこだわらなくても、自然とコミュニティ・スクールですとか、地域学校協働本部という組織というのができていくのだと思うのです。

地域と学校は一緒になって地域の中の学校として、これからやっていくのだということを学校の先生方も認識しないといけないし、地域の住民もそうでなければいけないのだと思うのです。

学校の校長先生をはじめ、先生方の中で、その辺の理念とかイメージは浸透しているのか、意識されているのか、ちょっとお話しいただければと思います。

松本学校教育課長 これからの導入を図っていくコミュニティ・スクールというのは、先ほど委員がおっしゃられたように、地域とともにある学校ということで、地域と協働しながら活動を進めていくものだと捉えておりますけれども、具体的なコミュニティ・スクールの在り方というのは、学校のそれぞれの地域性や特性の実情に応じながら、我々も想定しているところであります。

その中で、先生方に理解を得ていくということについては、それぞれの特徴を捉えながら、学校ごとに今後進めていくのですが、在り方については、我々も情報を共有しながら、情報発信をしていきたいと考えているところでございます。

また、校長先生や先生方が今後進めていくコミュニティ・スクールがどんな形で進んでいるのかということ、より分かりやすく、見える化して情報発信をし、折に触れて、研修等でご説明を図っていきながら、進めていきたいと考えているところでございます。

白石委員 学校も地域もW n - W nの関係にもっとなるという情報があれば、ぜひ、発信をお願いしたいと思います。

併せて、地域学校協働活動についてもコミュニティ・スクールと同時並行でやっていかなければいけないわけですが、その辺の今の状況、また今後の検討や指針についてお伺いしたいと思います。

松本生涯学習課長 地域学校協働活動ですけれども地域と共にある学校づくりを目指して、令和4年度から始めてございます。令和4年の取組としては、青和学園と中央中学校区で、地域学校協働活動の推進委員というものをそれぞれ1人ずつ担当させていただいて、活動を始めたということでございます。

活動は5年度からでございますので、これまでの経過をふまえて、比較的スムーズに実施はできているかなという感触でございました。

中央中学校区については、普段の活動をどうやっていこうかというようなことで考えているという、そういった状況でございます。

以上です。

白石委員 分かりました。先ほどもちょっとお話ししましたけれども、学校でいうと小学校が70校、中学校が35校、義務教育学校があつて、公民館は32館あります。

これから地域と学校というものは、一緒にやっていくという理念を共有するのは、モデル校での実践という形にとらわれなくてもできると思いますので、その部分をまず浸透させていただければと思います。これは要望としてお願いしたいと思います。

続いて、発達支援事業についてお伺いしたいと思います。これは令和2年度から発達サポート講座を開催して、今年度で3年目を迎えているかと思うのですが、この実施した状況、また、今後の見通し、それから、修了生をどう活用していくのか、これについてお伺いしたいと思います。

松本生涯学習課長 発達サポート講座でございますけれども、3期目をやっているところでございます。定員は50名の予定の中で進めており、第1期は令和2年9月から令和3年3月にかけて行い、35名の方が基礎講座修了、第2期目は、令和3年9月から令和4年7月にかけて、42名の方が修了していらっしゃいます。

現在、令和4年の9月から第3期目を継続しているという状況でございます。

来年度についても、引き続きいろいろな活動を進めていきたいと考えておりました、1期目の修了された方々が、さらに学びを深めたい、あるいは、実用の場で活動したいという意欲のある方々は、自主的な活動というものを立ち上げて、学校のサポートですとか実践の場で活躍してございます。

白石委員 もう3年目ですので、恐らく今年度の修了生を入れて、もう100名を超えるぐらいの修了生が出てくるのだと思います。

もともと、この発達サポート講座は、保護者の不安や悩みを解消していこうという部分とともに、普通級の中の発達に課題のある児童生徒のサポーターを育成するというのも含めてやっていることだと思えます。

教育振興計画の中でも学校サポーター制度の導入として明記されているわけですが、制度としての位置付けですとか、予算措置の状況ですとか、そして、今後の導入計画の見直しなどについて、どのようになっているかをお伺いしたいと思います。

松本学校教育課長 学校サポーター制度につきましてですが、学校サポーター制度というのは、先ほど委員の方からもお話にありましたように、通常の学級において発達課題等のある児童生徒を支援する仕組みとして、また、子どもの発達について学んだことを生かす場として設定した制度でございます。

現状といたしましては、令和3年の9月から発達サポーター講座の修了生の方に、学校支援ボランティアとして参加をしていただきまして、令和3年度からはボランティアとして、富士見小学校と向陽小学校の2校で行ってきたところでございます。

令和4年度につきましては、この2校に、若草小と宮上小を加えまして、4校の11名で活動をしていただいております。

また、令和5年度につきましては、鶴の台小学校も加わりまして、5校14名体制で実施していく考えでございます。

予算的なものとしたしましては、地域教育力活用事業の中から学校支援ボランティアの謝礼といたしまして、ボランティアの方1名に対しまして、学期ごとに2,000円分の図書カードをお渡ししているという状況でございます。

令和5年度の分につきましても、この地域教育力活用事業におきまして、ボランティアの方1名に対しまして、1学期当たり2,500円相当の図書カードをお渡しする予定でございます。

今後につきましても、実施の状況を見ながら、発達サポート講座の修了生の方にもお声かけし様々な状況を総合的に見ながら、この学校サポーター制度の方を推進していきたいと考えております。

白石委員 いわゆるボランティアという形で11名の方が活動されていて、当初、理解のある学校長のところにボランティアとして自主的に行っていたような形になるわけなのですけれども、お話を聞いてみると、学校の中でお手伝いさんみたいな感じで扱われていて、どうも私たちのやっていることって、何かあんまり評価されていないよねと感じておられるようでした。予算化もそうですが、一番大事なものは、学校サポーターというものを制度として位置付けることだと思うのです。

不登校の人数が年々増えており、どのような対策をしていくのかという中で、学校サポーターは、一番効果が期待できるのではないのかなと個人的には思います。今は学期ごとに図書カード2,000円から2,500円というお話がありましたが、来年度からは鎌倉市では、1時間当たり1,200円という形でやっていくということです。

修了生についても最初は意欲があっても、時間が経つとともにその思いもフェードアウトしていきますし、実際に講師としてお願いしてやっていただいている方も、非常に心配だということをお話されていますので、まず制度の位置付けをしっかりといただいて、学校の方にも、こういう人たちを活用していこうよということの説明をしていただければと思います。

小泉教育長職務代理者 宇宙教育普及事業の、博物館のプラネタリウムの事業経費につきまして、博物館における宇宙教育に関する事業の取組についてお伺いします。

佐々木博物館長 博物館における今年度の宇宙教育に関する取組でございますが、博物館では例年恒例となっているJAXA連携企画展というのを開催しておりますが、今年度は月をテーマに、月関連やこれからの、計画に関する貴重な資料をJAXAから借用いたしまして企画展を開催するとともに、この企画展後、関連事業の講演会でもご協力をいただきました。

また、プラネタリウムでも、オリジナル番組をつくるという際に、資料提供やご出演など、ご協力をいただいているところです。

また、JAXAだけでなく、市民会館、市民文化財団など、多様な主体との連携により、魅力的な宇宙関連事業を実施することができました。

今後は、博物館のプラネタリウムを活用した宇宙教育の充実、並びに宇宙を活用した地域活性化や教育環境の充実による少子化対策を目的として、プラネタリウム施設の全面改修を令和7年度にかけて進めていくという取組をしているところでございます。

来年度以降についてもJAXA宇宙研究所との連携を重視した事業やプラネタリウムを活用した質の高い宇宙教育を提供していくとともに、学校教育との連携や市長部局を含めた庁内外との連携を密にして、博物館の宇宙教育を本市全体における宇宙関連事業の一翼を担う存在として発展させていただければと思っております。

小泉教育長職務代理者 ありがとうございます。今、お話のあったことに関連して、若あゆにも宇宙教育というところがあるかと思うのですが、天体望遠鏡の制御装置を更新するということですが、その細かな内容について教えていただけたらと思います。

また、あわせて、活用方法についてもお願いいたします。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 若あゆの天体望遠鏡の制御装置の更新でございますが、若あゆにございます天体望遠鏡はコンピュータを使用して、見たい星に合わせて自動で動くというシステムでございます。今回はその制御装置を更新するものです。

これまで設置されて以来、一度も更新しておらず耐用年数は10年を超えている状況です。

具体的には、ソフト類を含むコンピュータと、そのインターフェイス、電子回路系と実際に望遠鏡を動かすモーターの全てを一新するものでございます。

今後の活用方法なのですが、現在行っております学校の利用に際しては、宇宙の魅力を学校に提案して、活動プログラムとして利用していただくとともに、イベントにおいては、今年度は博物館と連携して事業を行った部分がございますが、それに加えまして、若あゆ主催で行っているスターフェスティバルでJAXAとの連携、講師をお呼びするなどにより参加者が楽しんでいただける事業の充実を図っていきたいと思っております。

それに加えまして、現在、イベントについては1日限りの日程を組んでおります。天体ということで天候に随分左右されるところがございます。一定期間利用できる日を設けまして、より参加者を増やしていき、より多くの方が星空に興味を持ってもらえるような活用を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 2つの宇宙普及事業は、やはり何といたっても子どもたちに夢を与える事業なのかなと思います。

また、違う側面ではシティセールスにもつながりますので、さらにぜひ魅力ある事業を進めていただけたらと考えております。

以上です。

白石委員 公民館活動費についてお伺いしたいと思います。

新たに新規事業で子育て学習啓発事業というのがありますが、これは実際にはどのような内容の事業と取組を想定されているのか、また、この予算の位置付けはどんなような形なのか、お伺いしたいと思います。

松本生涯学習課長 子育て学習啓発事業についてお答えします。

本市は少子化対策の取組の1つとして、父親の育児力の向上ですとか、母親の育児負担軽減、そういったものを図ることと、父親同士のネットワークを作るための事業でございます。公民館において検討しているところでございますので、具体的な事業の中身については検討中ということになりますけど、新米パパの育児教室ですとか、父と子が一緒に参加できる工作教室といったものなども一例として、候補として挙がっている状況でございます。

予算の扱いについては、それぞれ公民館の方で持っている事業でございます。

白石委員 予算は幾らぐらいでしょうか。

松本生涯学習課長 全体で60万円となっており、公民館によって金額が異なる状況でございます。

白石委員 今、全体で60万円ということでしたけれども、1事業当たりの上限というのは特になのでしょうか。

松本生涯学習課長 特に設けてはございません。

岩田委員 同じこの子育てのところの部分で、こども・若者未来局も、お父さんへの育児のサポートはプランの中に入ってくると思うのですが、他の部局との連携や、すみ分けについて、どのように考えられているのかを教えてください。

松本生涯学習課長 市の基本計画において、分野横断的に連携して取り組む必要があるという3つのテーマの1つとして、少子化対策があります。

庁内の幹部会議を設けまして、横断的にいろいろ議論をしてきて、関連部署で検討してきた結果ということでございます。

こども・若者未来局の方でも取組をしておりますして、聞いているところでは、移動式の子どもの遊び場事業ですとか、幾つかの新規事業を用意されていると聞いております。

すみ分けといたしましては、社会教育の分野で行う事業については、学びを通じた社会課題の解決といった社会教育としての視点を持ったサポートを行っていくべきものなのかなと考えております。

白石委員 ぜひ、この子育て学習啓発事業を各公民館にも積極的に活用してもらえるように周知をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

また、あじさい大学と市民大学が統合されたわけですがけれども、統合されたことによって、これまでの参加状況ですとか、参加者の反応、反響の状況がどうだったか、お伺いしたいと思います。

松本生涯学習課長 あじさい大学等と市民大学の統合がされまして、市民大学として新たなスタートをしたわけでございますけれども、今年度は全体で32の講座を行いました。

そのうち10の講座はあじさい大学で行ったという状況でございます。

コロナにより、なかなか応募の倍率というのも低迷していた部分もあるのですがけれども、今年度については全体で0.7倍という、定員に対して約7割の応募者があったといった状況でございます。

昨年度は0.5倍でございましたので、若干戻ってきたのかなという状況になってございます。

以上でございます。

白石委員 あじさい大学にしましても、市民大学にしましても、受講生は高齢者の方が多いと思います。公民館活動もそうなのですが、コロナ以降、3年が経ち、なかなか人とのつながりが途絶え、特に高齢者の方は、今まで人とコミュニケーションを取っていたから元気を保っていたというような方が、病気になったり、心も弾まなくなったりという状況がすごく見てとれるように感じます。

ぜひ、市民大学、あじさい大学もそうですし、公民館活動も含め、人とのつながりをどうやって再生させるのかということについて、ぜひ、生涯学習、社会教育の観点からも、しっかり考えていただければと思いますので、これはお願い申し上げたいと思います。

あと、文化財の活用事業について、お伺いしたいと思います。

これまでも毎年、いろんな保存ですとか、活用についていろいろ模索をされているかと思えます。恐らく、これもほかのことと同じように、コロナ禍でなかなか思うようにいかないという側面もあるかと思いますが、令和5年度、新たにこういうことをやっていきたいということがあれば、お伺いしたいと思います。

武井文化財保護課長 文化財の保存活用事業の令和5年度新たな取組ということになりますけれども、まず1つは、市民共有の財産であります文化財の保存と活用に係る施策を計画的に進めて、次世代に文化財を確実に継承するための文化財政策のマスタープランとなる文化財保存活用地域計画の作成に着手し、令和7年度に文科省の認定、令和8年からの分布に向けて、3年間かけて進めていくところでございます。

もう1つは、文化財の保存と活用の取組を引き続き進めていきます。文化財建造物を生かして、イベントなどを実施するユニークベニュー活用事業や史跡の活用など、より多くの市民の方に文化財に親しんでいただける機会の設置を図ってまいりたいと思っております。

白石委員 文化財はなかなか普通に過ごしているとなじみが薄くなりがちですので、ぜひ文化財に関しても、文化財保護課、また博物館だけでなく、図書館、公民館、学校ですとか、いろんなところと結びつけながら、今回のこの活用の存在が周知されるように取り組んでいただければと思います。

以上です。

岩田委員 校外活動等についてお伺いしたいのですが、令和5年度の校外活動の実施予定について教えてください。

佐藤学務課長 令和5年度の活動の予定でございます。令和5年度につきましては、音楽鑑賞会、スケート教室、連合運動会、演劇教室、この事業を予定しているところでございます。

音楽鑑賞会については、小学校4年生から6年生までを対象に、各学校に楽団が訪問して実施をするというような方法を行っております。

全校を単年度でできるというような状況ではありませんが、令和4年度からこの方法を取り入れ、令和4年度から6年度までの3年間で、全小学校の公演を行うというような形にさせていただいております。

スケート教室についてでございますけれども、こちらは小学校3年生から6年生のうち、1学年を学校で選択をいたしまして、博物館見学とセットで行っていくというようなことになります。

連合運動会でございますけれども、こちらは小学校6年生を対象に、相模原ギオンスタジアムで実施をしております。

演劇教室でございますけれども、こちらは中学校1年生を対象に実施をしております、

令和元年度を最後にコロナ禍においての影響を考慮して、会場での観劇というのは中止をしておりましたけれども、令和5年度からはホールでの観劇を再開するという予定にしております。

ただ、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、希望する学校においては観劇ではなくて、DVDによる鑑賞ができるように環境を整えていく予定でございます。

以上でございます。

岩田委員 コロナに対応する形で柔軟にさせていただいてというので、社会状況に合わせて対応していただければと思います。

併せて、もう1つよろしいでしょうか。

先ほど説明の中で中学校費の学校保健費の中で、保健室のところで生理用品を準備していくというところを、もう少し内容を教えていただけますでしょうか。

丸小野学校保健課長 経済的理由等から生理用品が買えない、生理の貧困が社会問題化する中で、児童生徒のプライバシーに配慮して、生理のことだったり、生理用品を用意できない事情等が言い出しにくい児童生徒が、より安心して学校生活を送れるようにするために、令和5年度につきましては、先行して中学校の女子トイレに生理用品を設置するものでございます。

具体的な設置方法についてなのですが、各学校のトイレの状況等に応じまして、1から数か所の女子トイレの洗面台付近や個室の中に生理用品を入れたBOX、巾着タイプのものをぶら下げるなどをして配布するような予定でございます。

併せて、困りごとや相談がある場合には、保健室への来室を呼びかけるようなメッセージを添えて支援につなげていきたいと考えております。

以上です。

岩田委員 生理の貧困対応について、とても評価したいなと思います。

同時に、貧困は見ようとしないと見えないのだけれども、見ようとするれば見えてくるので、ぜひ、相模原市も他市がやっているからでなく、積極的にこういうところはもっと公的に支援していったらいいなと、今後展開していけるように一緒に考えていきたいと思いました。

渡邊教育長 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、ございませんので、これより採決をいたします。

議案第6号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案6号は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・17:30～17:35)

相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について

(公開しない会議 原案どおり可決)

相模原市立学校の教職員の人事について

(公開しない会議 原案どおり可決)

相模原市立学校の教職員の人事について

(公開しない会議 継続審議)

渡邊教育長 長時間にわたり、ありがとうございました。

では、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後 7時15分 閉会